

令和6年4月18日

第10回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和6年4月18日(木) 午後2時

2. 会 場 市民会館 501号室

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	23番 佐藤 裕一
24番 玉根 吉光		

5. 欠席の委員 17番 古関 恵子 22番 阿部 哲也

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第8号 遊休農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	17番 古関恵子委員、22番 阿部哲也委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第10回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 11番：菅野秀夫委員、23番：佐藤裕一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(121件)】 合計121件、令和6年4月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転14件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、計18件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番(発言を求める。)
議長	佐藤委員(発言を許可する。)
2番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人が相続した土地は遠方在住のため耕作が難しく、譲受人が借りて野菜を栽培するものです。整理番号2番ですが、譲渡人と譲受人は兄弟関係です。譲渡人が遠方在住のため贈与するもので、譲受人は野菜を栽培するものです。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番から5番について説明いたします。整理番号3番について、譲受人と譲渡人は、叔父と甥の関係で、所有権を移転するものです。申請地は以前、相続人が農業をする意思がなく、自宅と畑を売りに出され、今回の譲受人が購入手続きをしましたが、当時会社員のため購入ができず、譲渡人が畑を購入し耕作をしていました。去年、農地取得の条件が変更になり、譲渡人が譲受人に贈与することとなりました。譲受人の自宅付近で現在も野菜を栽培しております。整理番号4番について、譲受人は、令和元年にもも畑と梨畑の4筆の賃借権の申請をし、許可が下りていましたが、もも畑が6年たち収穫できるようになったため、果樹共済に加入しようとしたところ、加入条件が6筆からのため、追加の使用貸借権の申請となりました。整理番号5番については、譲渡人と譲受人は兄弟関係で所有権を移転するものです。譲渡人が相続した土地ですが、譲受人が申請地の隣に住んでいるので贈与するものです。譲受人は近くで野菜を作っており、申請地でも野菜を作る予定です。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	3ページ、区域番号3番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は新規就農できゅうりを栽培する予定です。整理番号7番ですが、譲渡人が県外に住んでおり、農地を管理できないため、譲受人に所有権移転するものです。整理番号8番ですが、譲渡人が高齢のため耕作が難しく、譲受人が自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号9番から4ページ14番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号9番から14番について説明いたします。整理番号9番ですが、譲渡人の体調が悪

く耕作が難しいため、譲受人が使用貸借しさくらんぼを栽培するものです。整理番号10番ですが、譲受人が経営規模拡大のため所有権移転するものです。整理番号11番ですが、譲受人が自家消費栽培のため所有権移転するものです。整理番号12番ですが、譲受人は地区の中核的な農家で、自作地続きで耕作利便のため使用貸借をするものです。整理番号13番ですが、譲受人が耕作するのが難しく、譲渡人が空き家と共に農地を取得し野菜を栽培するものです。整理番号14番ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。経営面積が広いですが親戚や知り合いの力を借りながらできるだろうと判断しました。以上すべて区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号15番から5ページ17番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 安齋委員（発言を許可する。）

15番 整理番号15番から17番について説明いたします。整理番号15番ですが、譲受人が耕作している農地の隣で、所有権移転し柿を植栽するものです。整理番号16番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人が体調不調のため、譲受人に生前贈与するものです。整理番号17番ですが、譲渡人は仕事をしており耕作が難しく、譲受人が自作地付近で耕作利便のため所有権を移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号18番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号18番について説明いたします。譲受人は外国籍ですが意欲的に栽培しており、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。しいたけ栽培を予定しております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から18番までの18件、原案のとおり許可と決定いたします。

	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号1番について説明いたします。農業用機械を入れる倉庫を建てるもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、太陽光発電設備を設置するものです。周辺農地に影響もなく問題なしと判断いたしました。整理番号2番ですが、譲受人は、物置の一部が農地にかかっており、農地転用して所有権移転するものです。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

	いて、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画内容と期間を変更することによる変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号1番について説明いたします。申請は営農型発電メガソーラーですが、去年の1月に農業委員会総会で許可されました。今回申請があつた部分は、当初計画との違いがあり、斜面の洪水対策のため、変更願が出たものです。雨水対策のための被害防除施設は、面積的に増えていますので区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	9ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号1番について説明いたします。桑畑として耕作していましたが、養蚕業をやめ耕作放棄した土地で、現地確認を行い山林化していると判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が29件、102,680㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	11ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番の借受人は、母親がきゅうり部会の会員でもあり、それを見ていた借受人が新規就農するものです。整理番号2番ですが、整理番号1番の母親に使用人として雇われていた方で、新たに独立し農業をするもので、志も高くこれから期待される方です。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番から6番について説明いたします。整理番号3番ですが、借受人は大きな農家で、利用権を設定する農地の近くに多くの自作地があり、後継者もいるので問題なしと判断いたしました。整理番号4番、5番は借受人が同じですが、整理番号4番につきましては借受人と貸付人は甥と叔父の関係で、借受人は去年から農家研修を経て北福島の後継者会にも入っており、新規就農として始めることになっています。農機具などは、貸付人から借りて始めるということです。整理番号5番の貸付人は体調が悪いということで耕作をしてくれる人を探していたところ借受人が借りるということになり、すでにももの苗木を植えてあり、栽培管理が適正に行われているので、区域では問題なしと判断いたしました。整理番号6番ですが、借受人は知人の紹介で利用権を設定する農地を借りることになりました。借受人はIターンで三重県から福島県に来て就農して9年目だそうです。他の地区で、もも、りんごを栽培しており、今回利用権を設定する農地にはりんごを植える予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	１２ページ、区域番号４番、整理番号７番から１６ページ１４番までの８件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１１番	議長１１番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
１１番	整理番号７番から１４番について説明いたします。整理番号７番、１０番、１１番、１４番は新規就農ですが、借受人と貸付人は親子関係で経営移譲です。貸付人は以前農業委員でもありまして、地域で大きく農業をしており、借受人は３年前から農業をしており、経営移譲ですべての土地を使用貸借、もしくは今まで借りた農地を借受人が借りるということで、結構面積が多いですが現在も耕作しておりますので問題なしと判断をしました。整理番号８番も新規就農で、農業短大を卒業し農業を始めるものです。整理番号９番は、養蜂をしており、ミツバチの置き場所として利用します。利用権を設定する農地は木を伐採し利用できる状態です。整理番号１２番ですが、借受人は地区の中核的な農家なので問題なしと判断いたしました。整理番号１３番ですが、以前から耕作をしていましたが、今回正式に契約をするものです。以上、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号５番、整理番号１５番から１７ページ２３番までの９件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１５番	議長１５番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
１５番	整理番号１５番から２３番について説明いたします。整理番号１５番ですが、借受人は以前から知人の農家で手伝いをしておりましたが、自分も新規就農し、きゅうり栽培をする予定です。栽培のスキルもあり問題なしと判断しました。整理番号１６番から２３番ですが、借受人の自宅周辺に放置された畑があり、お店で使うねぎを栽培するものです。遊休農地解消に向けた取り組みもやりたいということなので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号７番、整理番号２４番から１８ページ２９番までの６件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号24番から29番について説明いたします。整理番号24番ですが、水稻をきちんと耕作しているので問題ありません。整理番号25番は外国籍ですが、真面目でやる気があるので問題ないと判断いたしました。整理番号26番、27番につきましても、水稻栽培でやる気があり問題ないと判断いたしました。整理番号28番の借受人は、牧草を栽培しており、栽培している農地の一部を今回、契約したということで問題ありません。整理番号29番ですが、借受人は外国籍ですが真面目な方で、イノシシ対策でフェンスを張り、畑の手入れもきちんとしているので問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 柴山委員（発言を許可する。）

3番 説明がありました整理番号15番と、25番は同じ借受人ですが、吾妻地区と松川地区で畑を耕作するようですが、農地が離れていても大丈夫でしょうか。日本国籍でしょうか。

議長 国籍と、遠方から通い耕作できるのかの確認ですね。お願いします。

15番 正確な情報ではありませんが、借受人の親族が松川区域に住んでいて、ネットワークがあり、耕作者は集まるので、遠くても大丈夫だと判断しております。借受人の所在が松川地区に近いので、松川の区域協議会では問題なしと判断しました。整理番号25番については、確認しておりません。

議長 遠くても、松川区域では問題ないということですね。

15番 はい。1人で耕作するのではなく、ネットワークを使うので大丈夫だと判断しております。

議長 わかりました。国籍等は事務局でわかりますか。

次長 中間管理事業ですと農政部の方からの資料でしか確認できないところがありまして、国籍の情報まで引継ぎがなく、現段階だと判断できないところでございます。

9番 中間管理機構を通しての申請なので、特に問題はないと思います。農地の取得だと国籍などの問題が出てくると思いますが。

議長 貸し借りなので、特に大きな問題はないと思います。

最近では、外国籍の方が多く就農しているようなので、区域で確認だけはよくしてください。ネットワークなどあると思うので、大丈夫と思いますが確実に耕作しているのか、今後継続していく見込みがあるか、1年耕作していれば大丈夫だと思いますので許可後も確認していたいただければと思います。

柴山委員よろしいでしょうか。

3番 わかりました。

議長 その他ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の19ページをご覧ください。議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対す

	る意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
	20ページ、区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番について説明いたします。変更申請者は所有者の娘婿で、分家住宅を建てるものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号2番について説明いたします。娘夫婦の分家住宅を建てるということです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の21ページをご覧ください。議案第8号 遊休農地の区分の半断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、「遊休農地ではない」と判断されました。区域番号6番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番から3番について説明いたします。申請地は地続きの田んぼで、農地の一部に木が生えておりますが、整備はしており区域協議会としては遊休農地ではないと判断しました。ご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。
次長	次に、報告を事務局よりお願いします。
	議案書22ページ、報告第1号から36ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
	慎重審議ありがとうございました。
	これで、第10回総会を終了いたします。

(午後3時05分)

令和6年4月18日

これは、福島市農業委員会第10回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人11番 菅野 秀夫

議事録署名人23番 佐藤 裕一